

令和7年度 第2回小平市特別支援教育推進委員会 会議要録

1 日時

令和7年7月30日（水）午後2時から午後4時5分

2 開催場所

小平市福祉会館 小ホール

3 出席者

小平市特別支援教育推進委員会委員 11名

事務局：教育指導担当部長兼指導課長、教育施策推進担当課長、こども家庭部子育て支援課長、学童クラブ担当課長、保育課長、保育指導担当課長、こども家庭センター長、健康福祉部障がい者支援課長代理、教育部教育総務課長、学務課長、学校支援担当課長、地域学習支援課長、指導課特別支援教育推進担当係長、指導課特別支援教育推進担当
コンサルタント1名

4 傍聴者

2名

5 配布資料

（資料1）第3章「計画の基本理念」（案）

（資料2）第3章「施策の体系」（案）

（資料3）第一期後期計画「施策の体系」資料

（資料4）第4章「施策の展開」（案）

6 次第

（1）議題

①第3章「計画の基本理念と施策の体系」（案）について

②第4章「施策の展開」（案）について

（2）その他

①今後の予定等

7 会議の概要

（1）議事

①第3章「計画の基本理念と施策の体系」（案）について
資料1に基づき事務局から内容を説明した。

以下質疑応答

(委員)

「こども」の文字を変えたことについて、その意図を教えてください。

もう1つは、網掛けの「誰もがその能力等」の「等」の中身について、能力だけではないというふうに捉えられると思うが、能力のほかにどんなことを考えてこの言葉にしたのかをお聞きしたい。

(委員)

レイアウトについてお聞きしたい。(49 ページの本文)「すべてのこどもたちが生き生きと育つ小平へ こども一人一人の能力や可能性を伸ばし、それぞれの自立と社会参加をめざします」までが太字になっているのか。概要版だと下線が付いて強調されているが、このような形になるのか。というのも、「めざします」と「します」が、リズム的に気になる。強調するのであれば、太文字にするか、括弧を付けるなどしていただくのがよろしいのではないか。

(委員)

今おっしゃられたことと同じだが、私もこれが引っかかった。最後の「めざします」と「します」が、「します」「します」でちょっとおかしいかなと思った。前回の「めざします」と「決めました」のほうがまだすっきりする。もしくは、「めざします」と「しました」とかにしたほうが文章的におかしくないかなと思った。

(委員)

質問だが、網掛けのところで、「自立と社会参加を図るために」云々とあるが、この場合の自立というのは、文部科学省のところに文言で書いてあるが、小平市としてはどのような形で考えているのか。

(事務局／教育施策推進担当課長)

順番にお答えする。1点目の「こども」の「こ」を平仮名にすることについては、令和6年度に市の書式の統一を図り、こどもの「こ」は公的なものについては平仮名表記と定めた。そのために変更した。

2点目の「能力等」の「等」が指すものについては、先ほどの「生き生きと育つ小平へ」の下の方に「可能性」という言葉があるが、指すものの一つとして、「可能性」なども含んでいる。こどもが伸ばしていくものは様々あるが、能力だけでなく、将来にわたる可能性といったものも含んだ意味で「等」という言葉にした。

3点目の文字を太字にする等の表記上のレイアウト、パンフレットにした際の留意点等については、今後、検討して、見やすく、伝わりやすい表記にしていきたいと考えている。

4点目の「それぞれの自立と社会参加をめざします」と「します」という文末のところについて。当初、このような案としたのは、令和8年度からの計画になるので、これから先の計画を作るに当たり、「何々とします」という表記にした。ただ、いただいたご意見を踏まえ、読みやすさ、伝わりやすさというところで、改めて検討したいと思う。

最後、5点目の「自立」が何を指すかについて。先ほど委員のほうから、「文部科学省の」とあったが、学習指導要領等にもある自立活動等につながる自立、そちらももちろん含んでいる。もう1点、この「自立や社会参加」の自立というのは、小平市のめざす児童・生徒像のキーワードとして、「自立」「貢献」「共生」というものを示しており、そこから「自立」という言葉を取ってきている。

資料2、資料3に基づき事務局から内容を説明した。

以下質疑応答

(委員)

これ(資料2)が今回新たにできた施策の形、そして、これ(資料3)が以前のものかと思うが、ここで、「これとこれが入って、それ以外のものは基本的にはみんな同じである」ということをあらかじめ説明すれば、その新しく変わったところについて集中的にできると思う。また、既存のものについても、皆さん、実際に使ってみて、該当される保護者の方で、「ここはもっとこうしてほしい、ああしてほしい」という意見があれば。そういうやり方のほうが、よりスムーズに進むような気がする。

(委員長)

事業・取組の項目として、何か付け加えたり、削除した部分などがあれば、ご説明をいただきたいと思う。

(事務局／特別支援教育推進担当係長)

前期計画から後期計画にかけて新たに追加したり削除したりした事業・取組については、1-1の「⑧保育所等訪問支援」、1-3-(1)の「④通常の学級と特別支援教室の連携による指導の充実」、「⑥自閉症・情緒障がい学級(固定制)の安定した運営と指導の充実」、「⑩市立学校における医療的ケア児に対する看護師の配置」、「⑪国立精神・神経医療研究センターとの連携による特別支援教育に関する研修等の充実」を新たに入れた。2-1の「①こげら就学支援シートの活用及び改善」は「及び改善」を加えた。2-4の「①特別支援学校のセンター的機能の活用」、「②交流及び共同学習の推進」、2-6の「①国立精神・神経医療研究センターとの連携による特別支援教育に関する研修等の充実」、3-3の「⑤こども広場」を新たに入れた。3-5の「②体験的な学習の実施」は「職場訓練の実施」から表現を変更した。

(委員)

資料2の事業・取組の表記の仕方について、例えば、「多様な学びの場の充実」や「ユニバーサルデザイン化の推進」など、文章表記になっているところもあれば、その下の「放課後の居場所づくり」では、「学童クラブ」、「放課後こども教室」、「放課後等デイサービス」とあり、学童クラブが何なのかということがわかりにくい。資料3を見ると、「学童クラブへの障がい児の受入れ」とあり、そのように表記の仕方をわかりやすくするとよいと思った。

(事務局／教育施策推進担当課長)

文章表記と項目表記の違いの統一というところについては、第4章「施策の展開」

とも関連するため、そこと比べながら、もう一度、事務局で検討していきたい。

(委員)

資料2の施策の体系について、全体的な話になるが、一番ネックになるところは、やはりライフステージの替わる切れ目のところ。切れ目のない支援という言葉もあるが、そのあいだあいだに何を挟んでいくのか。こげら就学支援シートがどのように活用されていくのかというのでもよいが、例えば、保育所等訪問支援も早期支援、早期療育だが、これも中学校まで使っている市もあるので、これもここだけではなく、すべて利用ができるというところ。あと、幼稚園から小学校、小学校から中学校に替わる時に、特別支援の児童・生徒は環境が変わることにすごくエネルギーを使う。そこで保護者もかなりエネルギーを使って環境支援をしていく。その間に、24ページの「基本指針3-2 保護者支援のための情報提供の促進」というところが挟まってくると思っている。また、25ページの「基本指針3-3 保護者同士の交流の場等の促進」を挟んでいくことによって、学校や施設が替わり、環境が変わるときに、家庭でできることであったり、「生活上でこんなことをするとこどもたちは安定するよ」という、個別具体的な情報が親の会に出るようになっている。なので、項目ごとでもよいが、縦にば一っと見える化できて、誰でも理解できて、施設や場所で区切るのではなく、いつでも地域に行って情報を取って、また頑張って学校へ行こうみたいな、そのような流れができるように、表ができるとういと思った。

(委員長)

東京都の別の地域で、就学前段階、義務教育段階、高校段階ということもが育っていく過程が一つのラインになっていて、その時期その時期にそれぞれ教育分野、福祉分野等でどんな支援があるのかを図式化している推進計画を見たことがあるのだが、今の委員のような、もう少しつなぎの部分とか、この時期にはこうした施策、支援策があるというのを見える化して、理解しやすいようになっているのが一つ大切なのかなと思うので、ご検討いただければと思う。今の委員のご発言について、事務局から何かご回答があるか。

(事務局／教育施策推進担当課長)

本日お示しした資料2は、あくまで記載の案である。このあと、レイアウト等の検討をしていく。今いただいたご意見を基に、各ライフステージでどういったつながりがあるかなどが見えるような工夫について検討したいと思う。

②第4章「施策の展開」(案)について

資料4に基づき事務局から内容を説明した。

以下質疑応答

(委員)

6ページの「⑥言語相談訓練事業」について、最後の「グループ訓練」は入っていないので、除いていただきたい。

(委員)

3点、お聞きしたい。1点目は、基本指針1-3-(1)の「①校内委員会の充実」と「④通常の学級と特別支援教室の連携による指導の充実」について。だいたいどこの自治体でも、支援級は学年の途中で移ることは認められていないことが多いのだが、そこは支援級がすべての学校に配置されたのであれば、ぜひ柔軟な運用を検討していただきたい。

2点目は、「⑦読み書きに困難があるなど学習障がい(LD)のある児童・生徒の指導の充実」について、デジタル教科書を使うにはネット環境が非常に大事だが、どこの学校もネット環境が非常に悪い。それがICTを入れる上で障害になっているので、ネット環境の整備を充実していただきたい。

3点目は、基本指針1-3-(3)の「②学習補助員の配置」について。実は、これは海外では最も効果的と言われている。アメリカでは、クラスに先生のほかにもう1人クラスマザーみたいな方がいるのが当たり前のようになっている。それによって、とてもクラスが落ち着く。今、学習補助員は、健常だと学校に1人か2人しかいないかと思うが、ぜひ予算を付けてその充実に取り組んでいただければと思う。
(事務局／教育施策推進担当課長)

まず、特別支援学級の学級間の転籍等について、市内の状況をご説明させていただく。就学支援委員会において、知的障がいの特別支援学級については、年度途中で学級間を移ることは可能である。自閉症・情緒障がいの特別支援学級については、年度当初からの転籍である。また、特別支援教室については、年度途中での利用は委員会で認めた場合には可能である。今、いただいたところは、ご意見として受け止めさせていただきたい。

次に、学習補助員については、市としても、その有効性を非常に実感している。小学校、中学校において、通常の学級の中での特別な支援を要する児童・生徒への支援という形で配置し、また、特別支援学級のほうにも別途配置している。令和7年度は、中学校の学習補助員の時間数を増加した。引き続き、学習補助員と連携し、児童・生徒一人一人の困難さを克服できるように、対応を図り、その効果を検証していきたいと考えている。

(事務局／学校支援担当課長)

ネットワーク環境の整備については、教育委員会としても課題だと捉えている。GIGAスクール構想の開始以降、毎年、少しずつだがネットワーク環境の整備に取り組んできた。今後、ますますICTの活用が進んでいくと思うので、児童・生徒の学びに影響が出ないように、引き続きネットワーク環境の整備には努めていきたいと考えている。

(委員長)

事務局から回答があったが、委員、いかがか。

(委員)

情緒級も年度内で利用が可能という理解でよろしいか。

(事務局／教育施策推進担当課長)

自閉症・情緒障がい特別支援学級の年度途中の転籍は不可となっている。

(委員)

そこが、情緒級のこどもは、ちょっと教室がざわざわして入れなかったということで不登校になったりすることが結構あるので、そこを柔軟に検討していただければという意見である。

(委員長)

先ほど学習補助員の配置の話があったが、東京都の施策に小学校1年生から3年生の学級にエデュケーション・アシスタントの導入がある。また、支援が必要なこどもたちに関しては、インクルーシブ支援員を配置する計画を進めている。学習補助員の役割と似ていると思うが、ぜひ都の施策も含めて検討していただけたらと思っている。

(事務局／教育施策推進担当課長)

エデュケーション・アシスタントについては、今年度、市内全小学校で実施をしている。

(委員)

3点ある。1点目は、6ページの基本指針1-1の「⑧保育所等訪問支援」と、8ページの基本指針1-2の「③障がい児の保育・教育の充実」について。保育の現場としては、この辺りがとても重要だと考えている。配慮の必要なお子さんをお預かりしている中で、実際にお子さん一人一人にどういう保育、教育をしていったり、保護者を支えていくかというところで、実際に悩むところもとても多いので、より多くの就学前教育施設のこどもたちの育ちを支えて、小学校につながっていくと思うので、それをどう具体的にというところがとても重要だなというのと、ありがたいなと思った。

また、今回、医療的ケアのところも入っているが、皆さん育ちに対していろいろな課題を抱えているお子さんが多い中では、保育所としてお預かりするに当たっての一步というか、そもそもお預かりすることに対して躊躇してしまう施設があるのも事実。そこは市全体としてのバックアップ体制であったり、いろんな関係機関とやっていくことで、しっかりそれができていくと思うので、その重要性を感じている。

2点目は、15ページの基本指針2-1の「①こげら就学支援シートの活用及び改善」について。現状として、忙しい学校の先生が活用するということの難しさの中に、1つは、保育園、幼稚園によって、年長さんの1クラスで8割の子に就学支援シートを書くという園もある一方で、1クラスの中で本当に必要な数名しか書かないという園があったりと、その違いがとても大きい。小・幼・保の連携の連絡会とかで、実際に現場の先生と話したりしているとすごく感じる。保護者の方に配付をして、「不安があったら」と、本来のねらいは伝えていると思うが、活用方法のところでの差があり過ぎると感じている。そこのところを、実際には保護者の方は、「これ、うちの子は書いたほうがいいですか？」という中で、障がいのあるお子さんはもち

ろんだが、そうではなく、ものすごく引っ込み思案で、なかなか先生に助けを求められない、発達的には問題のないお子さんでも、これを書くことで、「週に1回、少ない人数で通級とかで見てもらえたら安心なんだよな。だから、書こうかな」という、少し意図と違うような相談を受けることが多々ある。園長の立場だと、「いえ、お母さん、それはね」と話せるケースもあるが、そこで各施設の園長たちが結構迷って、来たら書くようにしているところもあったりするので、その辺の保育園・幼稚園側への説明のところもポイントになってくるのかなと感じた。

3点目は、27ページの基本指針3-4の「④就学相談」について。保護者の方が、お子さんの育ちに不安があるときは、説明会があり、保育園に見に来ていただいて、保護者と面談をして、就学先が決まっていくと思うが、その期間が意外と短かったりとか、それ自体も保育園・幼稚園側もしっかり理解していて、保護者に段階を追って、前もって年長になる前からアピールしていくことの重要性を感じているので、その辺りの仕組みも工夫できるとよい。とても重要なことだと感じている。

(事務局／保育課長)

乳幼児期の障がい児の支援については、「⑧保育所等訪問支援」は、具体的には保護者の申し出によって、児童発達支援センターが保育園、幼稚園、学校に出向いてこどもの様子を見るという事業である。それに加えて、8ページの「①巡回相談事業」は、保育園、幼稚園の先生や園の体制の状況など、施設の状況に応じてこどもの様子を見るということになっている。それに加えて、保護者の相談にも乗るということで、施設側と保護者側と両面からこどもたちを支えていくという仕組みである。市としても、こうした両面からこどもの様子を見守っていき、今後も進めていきたいと考えている。また、昨年度から保育園では医療的ケア児を受け入れており、まさに今回の基本理念にもある通り、すべてのこどもを、障がいの有無、様々な特性も含めて支援していくということで、保育園でも幼稚園でも進めていきたいと考えている。

(委員長)

今の回答に対して、委員、何か補足のご意見はあるか。

(委員)

仕組みを理解して、いかに活用していくかが重要だと思う。こうした計画自体がしっかりあるのに、それを理解できていない方もたくさんいると思うので、私自身も保育園協会などで全私立保育園の園長たちにはもっと説明して呼び掛けたいと思う。また、保護者の方にも、こういう計画の中でこのようなことをサポートできるということを、こどもたちも含めてみんなが理解できるとよいと改めて実感した。

(委員)

9ページの基本指針1-3-(1)の①に「不登校の児童・生徒の実態把握及び課題把握」ということで入れていただいてありがとうございます。また、指導課教育支援担当さんが研究中被言われているスペシャルサポートルーム、校内教育支援センター、名前がはっきりわからないのだが、そういうものも研究をぜひ進めていた

だきたい。校内委員会で充実させるといっても、先生たちがとても忙しい中で、なかなかこういう時間を取れない。私も校内委員会に出席しているが、地域の人がもう少し関わっていかないと支援が進んでいかないと思っている。なので、学校の先生を助けていただきたいと思っている。

また、この校内委員会の充実と不登校に関連して、12 ページの基本指針 1－3－(2)の「①多様な学びの場の充実」について。こちらは支援学級になっているが、校内に、特別支援を必要とする生徒が安心できる居場所づくりであったり、そういう柔軟なことができるということを示していただけると、もっと支援が進むのではないかと考えている。

あと、「家庭と子供の支援員」という制度があると思うが、これがどれくらい利用されているのかを知りたい。

(事務局／教育施策推進担当課長)

12 ページの「①多様な学びの場の充実」について、校内が安心した居場所になるような文言を入れるというご意見をいただいたと思う。すべてのこどもが学校で安心安全に過ごすということは非常に大切な視点だと思うので、今後、検討させていただきたい。

また、「家庭と子供の支援員」の事業については、本市においても、令和7年度より取り入れており、小学校2校、中学校1校で実施している。

(委員)

校内委員会を開催するに当たり、「家庭と子供の支援員」のような、学校と家庭をつなぐような役割の民生委員がいるが、そういう方たちがすごく大きい役割をしていくと思っている。学校の中だけではとても支援はし切れないので、家庭も支援していくという流れで、地域まとめて支援を進めていくという流れになるとよいと思う。

(委員長)

私はイメージとしては、学校の校内委員会は教員だけ構成していると思ったのだが、関係機関の職員も入って開催している学校があるのか。

(委員)

校内委員会という名前ではない会である。

(委員長)

校内委員会という名前ではないかもしれないが、関係機関の専門家の皆さんも入っていただいて、一緒にその子の支援策を考えていくという？

(委員)

はい。要対協もいつでも開催できるというふうになっているので、要対協の小さい版で学校でやっていくという形も可能だと思う。そこでスクールカウンセラーやソーシャルワーカーに入っていただくことができると思う。お忙しいので無理は言えないが、大事なことであります。

(委員長)

校内委員会ではないかもしれないが、こどもたちの学校生活や家庭生活や地域生活を支えていくという意味で、そうした皆さんが集って検討する場があるというのはとても素晴らしいと思ったし、学校だけではなかなか解決できないことも多いと思っているので、今の会の仕組みはこれから勉強させていただきたいと思った。

(委員)

私は、この会議そのものが、これ、深掘りしていくと、聞きたいことがたくさんあるのだが、それを言ってもたぶん収拾がつかなくなるだろうなと思って、この計画にこう載せて大丈夫なのかどうか、こういう文言でいいのかどうかということ吟味する場だろうと。これを具体的にどう進めていくのかというのは、十分に詰めていかないと立ち行かないだろうと。一つの例としては、先ほどあった、(15 ページ)「こげら就学支援シートの活用及び改善」のところについては、前回は活用まで出ていたが、結局、アンケートでは芳しくなかったということを受けて、引き続いてこれが出て来るのだと思う。ということは、これをどう進めていくのかということでは、これは載せないわけにはいかないだろうという観点で見えていたときに、全部とても大事なことが書いてあるなと思いながら、これで本当に大丈夫なのか、こう言い切ってしまうと大丈夫なのかということ、いくらか心配なものについて、いくつもお伺いできればと思う。

まず1つは、9 ページ、「①校内委員会の充実」に) 不登校のところを載せるということで、先ほど説明があった通りで、不登校の児童・生徒の中には一定数発達障がいであるとか、そこに対する支援ということで、行き着いたところがこの校内委員会で、一律に「不登校の児童・生徒の実態把握及び・・・行います」という載せ方で、果たして特別支援の推進という中でこれがミスリードにならないかという感じがしている。私はこの観点はとても大事だとは思っているが、先ほども説明があった通り、一定数発達障がいとか特別支援に由来する不登校だとか、それに対してどう支援をしていくのかという観点での載せ方でないと、様々な実態を全部含めてこの校内委員会で一律に検討して、その指導方法等についてという感じの書きぶりで、ミスリードにならないのかということが心配だった。

また、(21 ページ) 基本指針 2-6 「国立精神・神経医療研究センターと学校との連携」もすごく重要だと思うが、研修を充実させるということに限定的に書いてあるが、本当に研修という形だけで連携を進めていくものなのか。そう言い切ってしまうと、これがまたミスリードにならないか。研修ということだけであれば、これまでも様々協力してやってきたことではあると思うので、その辺は具体的にどのように考えていくのかというビジョンを持っていないといけないと思った。

さらに言うと、(16 ページ) 基本指針 2-2 の「②小・中連携教育の推進」について、「小・中連携の日を活用し、・・・合理的配慮について情報共有することにより」と書いてあるが、現在の小・中連携の日の小・中連携教育で、こうした合理的配慮について情報共有するというを各校がしっかりやっているのかどうか。もしやっていないのであれば、こう言っている以上は、指導課でしっかりとイニシアチブを

握って、リードして、しっかりやっていくということで共有していかないと、絵に描いた餅になってしまう。こういうことについては、具体的にどう進めていくのかというビジョンを持ってやっていくことが大事だなと改めて思った。

書いてあることそのものはとても重要な視点がたくさん盛り込まれているので特段のあれはなかったが、こう言い切ってしまうと大丈夫なのかというところの吟味が必要なのがあるかなと思った。

(事務局／教育施策推進担当課長)

まず、9ページの不登校の記載については、口頭でのご説明の中では、それぞれの特性により不登校になった児童・生徒等の説明を申し上げていたので、今、ご指摘いただいたように、改めて表記の仕方については事務局で検討させていただきたいと思う。

また、11ページの国立精神・神経医療研究センターとの連携に関することについては、専門的な知見から、先生方に対応力を向上していただきたいという意図のもとに「研修等」という文言を使用したのだが、研修だけでよいのか、再度、事務局としては検討したいと思っている。前回の委員会でも、委員からもご協力をいただけるということで、本当に心強い声をいただいた。先生方の現場の声を聞いても、専門的知見から、今、自分たちが行っている指導が正しいのかどうか、そういったところについてもアドバイスをいただきたいという声もいただいている。改めて表記の検討させていただきたい。

また、16ページの「②小・中連携教育の推進」については、今、ご指摘いただいて、小・中連携の日のみでなく、日頃より様々な場所において、情報交換ができると考える。また、市で行っている様々な委員会、研修会等においても、小・中における合理的配慮について情報共有することもできるので、「小・中連携の日」という表現をどのようにするか、改めて検討させていただく。

(委員)

前回の会議で、私は、交流及び共同学習の重要性とか、副籍交流とか、センター的機能のこととかいろいろ話をさせていただいて、そのことをこのような形でこの計画の中に盛り込んでいただいたことは本当に感謝している。

その上で、2点ほど加えてもらえるといいかなと思ったところがある。1点は、22ページの「①児童・生徒を対象とした障がい理解教育の推進」の中に、特別支援学校のコーディネーターなり教員を入れていただけないかと。実際に本校でも、十三小や一中と交流しており、その交流をする前には、必ず本校のコーディネーターが直接その学校の子どもたちに出前授業のような形で段階に応じた理解教育を行っている。それを充実させていくことは大事だと思うので、ぜひそこに加えてもらえるとよいと思った。

もう1点は、13ページの「(3) 多様な人材による支援体制」のところで、「心理士、作業療法士、言語聴覚士」云々と書いてあるところだが、今、都立の学校でも、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーが入ってきて、今年度からは

都立の全ての特別支援学校にスクールカウンセラーが配置された。障がいのあるお子さんのご家庭で、様々な家庭的な難しい背景を抱えている家庭もたくさんあるので、例えば、スクールソーシャルワーカーであるとか、そういったところの配置、巡回というところも加えていただくことはできないかと思った。

(事務局／教育施策推進担当課長)

今いただいた2点についても、改めて検討させていただく。特にスクールソーシャルワーカーに関する記載については、現在、本市においては、各中学校にスクールソーシャルワーカーを1名配置している。その中で、小学校とも連携をしながら、中学校区の小学校で必要があればスクールソーシャルワーカーが対応をしている。そうした中で、様々な福祉的視点からの対応をしているので、特別な支援を要する児童・生徒に対する支援として、どんなことが考えられるのか、その辺りの記載の方法が何かあるのかについても検討させていただきたい。

(委員)

20ページの「③学校と放課後等デイサービス間での育ちをつなぐ取組の推進」について。文中の「個別の支援計画の交換等」と書いてあるところだが、こげら就学支援シートや個別指導計画などともう少しリンクさせていただいて。この担当に学校と支援課がやると併記されているのはすごく大事だと思っている。この中のやり方で、福祉分野と学校が連携してかみ合っている部分がもう少し明確に見えてもよい。福祉の個別支援計画の扱いもまだまだ充実させなければいけないが、もし個別支援計画で保育所等訪問を使えば、相談支援専門員という方が付く。それは将来的に成年になっても付くので、人は替わってしまうかもしれないが、その仕組みは残っていく。そうすると、この計画の中で謳っている途切れのない支援というところの一つの参考になる。もしお母さん方に相談員が付けば、生活の部分を福祉分野がサポートできるという絵が描けるのかなと思うと、ここの部分は結構大事だと思っているので、何かそういう書き方がもう少しできるとよいと思っている。

また、学校でも発達障がいのお子さんとかの研修があり、保育園でも研修がある。また、去年、児童発達支援センターを中心に、支援者の支援力を上げるための講演会とかを始めている。そうすると、福祉と保育と教育分野が共通のテーマで研修をすることができる。学校の先生方が一緒にそういう研修を受けて、またそこで話す機会があると、先ほどの保育園でもあったように、「こげら就学支援シートを使ってもらえたらいいですね」とか、そういうことがもう少し気軽に言える環境づくりができるのかなと思う。そういった部分での連携のところで、担当のところにそういう研修を3分野でやるみたいなのがあってもよいと思った。

(委員)

私は、特別支援に関する当事者でも家族でもなく、全く関係がない。ただ、こうした支援を必要とする方のスポーツ推進員をボランティアでやっていた。縁があって、東京都の支援を必要とする協議会の公募都民委員をやったことがある。それで、支援を受ける方のいろんな家庭の実情とか、いろんなデータを教えてもらった。そう

した中でよくあるのは、こうしたいろいろな施策や支援の輪が計画して立てられたと思うが、その内容を本当に支援を必要とする方がよく知っているかどうか。別の言葉で言えば、受援力があるかどうか。その知識があり、それを活用することができると言うことが、非常に大きなポイントとなると思う。皆さんの仲間などで、当事者の保護者として、こういうのがほかのグループあるいは自分たちの中で、どのように受け止められているのか、どういうふうに活用するか。なぜこんな質問をするかというと、この計画に対するアンケートをとっているが、アンケートの回答率が非常に低い。皆さんあまり関心がないとか、あるいは、あるけれど、どうせわからないとか、そういった点があるのではないか。だから、逆に言うと、立派な計画を立てても、それを必要とする方にきちんとわかりやすく届けられているかどうかというのを、当事者の保護者の方にご意見を伺えるのがいいのかなと思った。

(委員長)

今の委員のご発言は、何人かの委員からもあったように、やはりきちっとして素晴らしい充実した施策ができて、きちんと届けられないといけないということ。なので、作成をして、しっかりと情報提供し周知していくということ、また、その情報提供の仕方もわかりやすくしていくということを事務局にお伝えさせていただく。また何かこんな方法があるとすごくキャッチしやすいとか、共有しやすいという案があれば、委員会の中で共有できたらと思う。

(委員)

資料1の49ページの絵を見てください。この絵を見て、「すべてのこどもたちが生き生きと育つ小平へ」と大きく書いてある文字と絵を見て、私の車椅子の息子はと思うかなと思った。一人も取りこぼさない、どんな子であっても、小平市はすべてのこどもたちを育てるのだという気持ちが、ちょっと私には届かないなと思う。学校に行かない子もそうだし、ヘッドギアをしているような子もそうだし、いろんな形のこどもの絵であってもいいのではないかな。私は、資料4の第4章にある、明確な言葉にしたものも大事だと、こんなに考えてくださっているのだと市に感謝もしたいと思っている。でも、この絵も大事なところなのではないかなと思う。

(委員長)

今、委員から、すべてのこどもたちやそのこどもたちを支える保護者や地域の人たちにしっかりと届けられるような方策を検討すべきだというご提案をいただいたと思うし、そうした受け止め側として、委員の想いも大切にしていきたい。イラストですべてのことを表記することは、難しいところはあると思うが、やはり、見たすべてのこどもたちやその保護者、関係者が受け止められるような表記であったり、イラストであったりということは重要だと思うので、また工夫をしていただくということで、ご検討いただければと思っている。

今日は、基本理念から施策の体系、そして、施策の展開の具体例について、委員の皆様からご意見をいただいた。基本理念にあるように、すべてのこどもたちが、本当に生き生きと育つ小平市であるように、一つ一つの意見を確実に施策の展開の中

に盛り込んでいただくということを委員長としてお願いをさせていただいて、今日の議事を終了させていただきたいと思う。

(2) その他

①今後の予定等

本日の委員の皆様からのご意見ご助言を本計画の関係各課に展開し、修正や追加などについて検討する。その結果を事務局において集約し、本計画の素案（原案）を作成する。その後、9月26日に予定している第3回特別支援教育推進委員会において、素案（原案）の内容について検討を行う。そこでいただいたご意見等を踏まえて素案を作成し、11月に素案に対するパブリックコメントを実施する予定である。

以上